

免許付与の判断基準

以下の基準を全て満たした場合に免許を付与する

判断基準	受刑の原因となった犯罪が、調理業務従事者の資質に疑いを持たれる犯罪ではないこと
	原則、刑を終えている又は刑を受けることがなくなった状態であること 仮釈放、執行猶予期間又は収容中の場合は、当該期間満了を支障なく迎えらるる可能性が高いこと
	免許取得の理由、免許取得後の希望が明確であること